

雇用調整助成金に関する個別相談会のご案内

新型コロナウイルス感染症により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象として、国の雇用調整助成金の要件が緩和されました。

この雇用調整助成金を事業者の皆様幅広くご活用いただくため、制度の説明や申請の方法などに関する個別相談会を開催いたします。

参加無料

・開催日時 5月8日(金)、5月20日(水) 10:00～12:00、13:00～17:00
6月2日(火)、6月15日(月) 13:00～17:00

＊1社30分程度

・会場 小松商工会議所（小松市園町二1）

・申込締切 各開催日、予定人数になり次第締め切り（先着順）

＊ 16社／日 を予定

雇用調整助成金とは

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、企業に対して、休業手当、賃金等の一部を国が助成します。

新型コロナウイルス感染症に対応する特例として、同感染症による経営への影響を「経済上の理由」とするほか、感染拡大防止に資する休業や濃厚接触者に命令した休業も対象とされています。

（助成内容及び受給できる金額、日数）

	大企業	中小企業
休業手当または教育訓練中の賃金相当額等に対する助成割合（上限：8,330円/日/人）	1/2	2/3
教育訓練実施の場合の加算額	1,200円/日/人	
支給限度日数	1年間で100日	

別紙参加申込書にてお申込み下さい。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご参加にあたっては、咳エチケットや手洗いなどの感染症対策に努めていただくようお願いいたします。
- ・もし咳や発熱等の体調不良の症状がある場合には、ご出席されないようお願いいたします。

主催：石川県 / 石川労働局/小松商工会議所